

社会福祉一視同仁会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年11月1日～ 令和8年10月31日までの 3年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、男性職員の育児休業の取得率を次の水準以上にする。
男性社員・・・取得率を50%以上にする

<対策>

- 令和6年 4月～ 各事業における休業者の業務カバー体制の検討（代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制など）・実施
- 令和6年 4月～ 育児休業取得開始日から5日間を有給とする制度を導入する

目標2：管理職（管理者、事務長以上）に占める女性労働者の割合が50%以上であることを維持する。

<対策>

- 令和6年 6月～ 経営層、管理職を対象とした女性活躍に関する意見交換の実施
- 令和7年 4月～ 管理職候補者の女性を対象とした研修の開始（外部研修等）
- 令和7年 9月～ 管理職候補の女性及び上司を対象に、今後のキャリアプランに関する面談を実施

目標3：不妊治療を受けやすい環境整備のために、休暇制度や時差出勤等の導入をおこなう。

<対策>

- 令和6年11月～ 法に基づく諸制度や規則の調査
- 令和7年 4月～ 制度を導入しチラシの掲示等により周知する